



城東中学校だより

【カラー版を、ホームページに掲載しています】

NO.3

2026.5.27

発行者 城東中学校長

TEL 26-7022

「城東のつどい」を実施しました

5月25日(月)、2026年度第1回「城東のつどい」を開催しました。この「城東のつどい」は、「学校で人権について真剣に語り合う場がほしい」という先輩の思いから2009年度から始められました。

全校から約30名の生徒が自主的に集まりました。そして、つどいは「はじめましてレクリエーション」からスタートしました。その後「JJoin TOgether おっきい愛の2乗宣言」についての説明がありました。この宣言は、かつての「城東のつどい」メンバーの先輩が考えてくれたもので、現在、生徒玄関に掲示されています。今年度も、この宣言文をみんなが大事にできるように、各教室に掲示することになり、後半は、それぞれのクラスで、掲示物の作成を進めました。



掲示物の作成後、この日参加したメンバーが、各クラスでこの宣言文を紹介し、教室掲示します。次回のつどいでは、人権にかかわることやなかまのこと、学校生活で気になっていることなどについて話し合う予定です。

生徒のみなさん、これからも主体的に活動し、城東中学校の人権文化を高めていきましょう！

JJoin TOgether 大きい愛²宣言

- ① 思いを伝え合おう！
- ② 傷つく言葉を使わないようにしましょう！
- ③ いいところを見つけ合おう！
- ④ あい あいさつをしよう！
- ⑤ あい Iメッセージ(わたしメッセージ)で伝えよう！

みんなが安心(あんしん)して過(す)ごすことのできる学級(がっきゅう)にしよう！



城東のつどい生徒実行委員会より

☆ スマートフォン(SNS、インターネット等)を正しく使いましょう

5月18日(月)に1年生がネットモラル学習を行いました。詳しくは次号で紹介します。スマホはとても便利ですが、使い方を間違えると大きな問題になります。正しく使うよう、ご家庭でも話し合ってみてください。

「いじめ」問題について

「いじめ」は深刻な人権侵害であり、あってはならないことですが、どこの学校でも起こりうることです。

近年の「いじめ」事案は、多くの場合がSNS(LINEなど)上で発生しています。「いじめ」の未然防止のために、学校では、「人権」について学んでいます。「いじめ」を人権侵害の1つとして、「なかまづくり」や「情報モラル教育」などの学習を通じて取り組んでいます。「いじめ」の対応でまず私たちがしなければならないことは、今も「いじめ」が起きている可能性があることと認識することです。つまり早期に発見し対応することが重要ということです。本校では「いじめ」をできるだけ早くみつけるために、記名式・無記名式のアンケートや教育相談を定期的に行っています。

「いじめ」問題を解決する上で、難しいと感じることがあります。それは、「いじめ」をみつけて相手の保護者の方にこのことを告げても、「いじめ」として取り合ってもらえないことがあることです。これは「いじめ」という言葉の受け取りかたが、人によって異なっていることが要因であると考えられます。

保護者の皆さんの「いじめ」の受けとり方は、昭和61年度から平成6年度までの、「①自分より弱者に
対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」とい
うことが多いのではないのでしょうか。今、学校で捉えている「いじめ」の定義は、平成25年以降のも

以下がその定義となります。

【平成25年度からの定義】 現在の「いじめ」の定義です

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※ 「いじめ問題相談窓口」について

学校では、いじめ問題を早期に発見、対応するために、アンケートや教育相談、日々の日記のやりとりなどで、生徒のみなさんの状況を把握するよう努めています。お子様の様子について、ご家庭で気になる事がある場合は、担任までご相談ください。

また、伊賀市では、「いじめ」の早期発見のため、「いじめ相談」窓口を設置しています。生徒や保護者の方で困っていることがあれば、以下の「いじめ相談」窓口をご活用ください。

* 「いじめ相談」 ☎ 0595-23-7110

☆「フリースクールで学ぶ子どもたちへの(利用児童生徒)支援事業」について

三重県、伊賀市では、それぞれフリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業が実施されています。関心のある方、詳細をお知りになりたい方は、三重県教育委員会や伊賀市のWebページでご確認いただくか、学校、県教育委員会生徒指導課、市教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

